平成２１年（フ）第３０１５号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目２番11―306号
債務者　永翁奈尾美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０２２号
福岡市中央区平尾３丁目１番４号
債務者　有馬菜都希（旧姓丸谷）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０２３号
福岡市東区大字上和白1336番地１の１
債務者　松内　博文
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０２４号
福岡市東区大字上和白1336番地１の１
債務者　松内　サチ
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０２８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中245番地１カトル・セゾンⅡ―204号
債務者　古澤　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０４８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原541番地１第２センタービル301号
債務者　溝上菜穂子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０６０号
福岡県筑紫野市俗明院２丁目７番３号フレグランス俗明院A101号
債務者　川村　敏夫
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０６１号
福岡県筑紫野市俗明院２丁目７番３号フレグランス俗明院A101号
債務者　川村　久子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０６２号
福岡県筑紫野市俗明院２丁目７番３号フレグランス俗明院A101号
債務者　川村　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０６９号
福岡市東区和白東１丁目18―１―101
債務者　米崎　　香
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０７２号
福岡市東区土井２丁目22番１―208号
債務者　尾谷　信也
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０７３号
福岡市東区土井２丁目22番１―208号
債務者　尾谷喜久子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０８７号
福岡市西区下山門団地28番507号
債務者　橋野　明子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０８８号
福岡県糟屋郡粕屋町原町３丁目８番16号
債務者　高田　和典
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０９１号
福岡市南区鶴田３丁目６番７号
債務者　中嶌ヨシ子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１０７号
福岡県前原市浦志３丁目13番１―202号
債務者　山本　　舞
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１２５号
福岡市東区香椎浜２丁目３番４―204号
債務者　今任　和美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部